

# 総合的な放置船対策の推進

## 「千葉県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例(案)」

### I 県における放置船舶の現状と問題

#### 放置船舶の現状

- 千葉県においては、放置船舶と居住区域が近接しており、生活環境等が悪化
- 水域の無秩序な利用により都市景観が悪化
- 放置船舶は、水域を利用した経済活動や、災害時の救援物資輸送に支障

河川・港湾区域等における放置船舶の状況

調査年月	放置船舶数(隻)	
	プレジャーボート	全船舶数(プレジャーボートを含む)
平成 7 年 9 月	1,356	5,222
平成 10 年 9 月	1,684	5,488
平成 13 年 11 月	2,900	5,803

### 七都県市首脳会議

#### 東京湾域における不法係留対策指針 (平成 6 年 11 月)

- 1 プレジャーボートの届出制度
- 2 水域等の管理強化(重点的禁止区域)
- 3 暫定的係留水域の確保
- 4 社会的コンセンサスの形成(所有者の責務等)

#### 国に対する要望

- 1 届出制度と保管場所の義務付制度の創設
- 2 管理権限の強化
- 3 免許制度の充実等
- 4 沈廃船等の処理体制の確立等

#### 要望に対する成果

- 1 簡易代執行制度の創設
- 2 小型船舶の登録等に関する法律の制定

### IV 条例の概要

#### 1 目的

- P B の係留保管の秩序の確立
- 千葉県における放置 P B 問題を、効率的かつ迅速に解決
- 放置 P B に対する「移動措置」を規定

#### 2 対象となる船舶

- P B (プレジャーボート)

#### 3 所有者・事業者の責務の明確化

- 係留保管場所を確保し、P B を適正に管理
- 啓発、情報提供、県への協力

#### 4 係留保管適正化の推進

- 適正な施設への自主的な移動促進に資する方を一体的に推進

#### 5 規制措置

- 放置を禁止する区域として、「適正化区域」、「重点適正化区域」を指定
- 「重点適正化区域」内の放置 P B を、県が保管場所に移動
- 所有者等及び第三者機関の意見聴取後に船舶の廃棄を実施

条例の公布及び施行期日  
平成 14 年 6 月公布、15 年 1 月施行を予定

II 千葉県プレジャーボート不法係留対策検討委員会  
(平成 7 年 6 月設立)

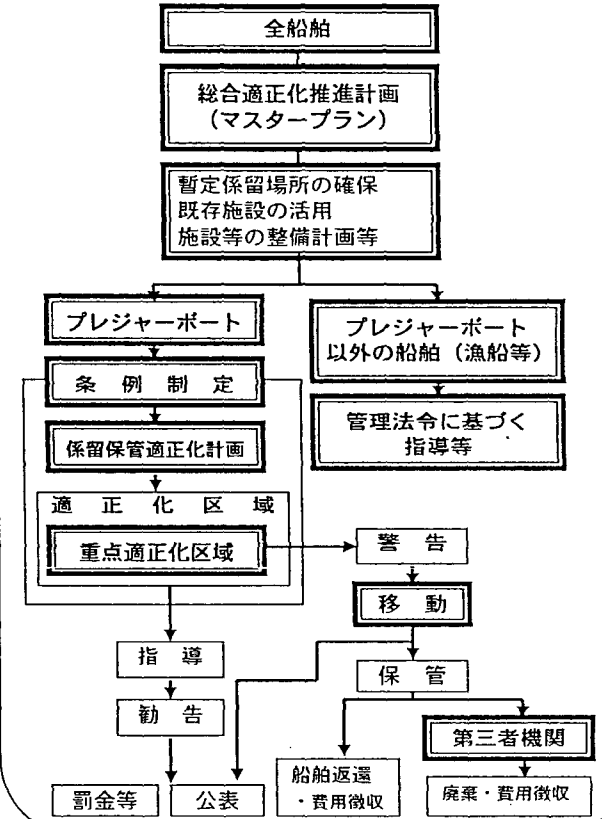
III 千葉県プレジャーボート係留対策要綱  
(平成 9 年 6 月施行)

- 1 5 t 未満のプレジャーボートの届出制度
- 2 重点係留禁止区域の指定
- 3 暫定係留区域の設定
- 4 所有者等の責務
- 5 行政指導と自主的移動

インターネット等による  
一般県民の意見募集  
募集期間：2 週間

舟艇の適正利用確保のための放置艇問題対策調査報告書  
(平成 10 年 3 月)  
舟艇の適正利用確保のための放置艇問題対策調査委員会

### 総合的な放置船対策の推進



#### 条例の効果

- 放置プレジャーボートを機動的に移動可能
- 適正化推進計画の実行による放置プレジャーボートの早期適正化

#### 現行法制度等の限界

- 代執行手続は、長期間を要し、手続き期間中に船舶は移動されてしまう
- 簡易代執行も相当期間を要し、かつ所有者判明船に対応できない
- 千葉県プレジャーボート係留対策要綱(行政指導)では、自主的移動を期待するしかない